

お知らせ

G7会合警備に伴う県警察からのお願い

4月29日(土)、30日(日)に「G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合」がGメッセ群馬(高崎市岩押町)で開催されます。

県警察では、会合の開催に伴い、会場周辺などの警備を行います。期間中、会場周辺などでは、交通の渋滞も予想されます。車の利用に際しては交通情報を確認の上、会場付近への乗り入れをお控えいただくか、公共交通機関の利用をお願いします。

なお、会場付近で、不審な人や車、放置されたバッグや袋などの不審な物を見つけた場合には、付近の警察官または110番通報をお願いします。この他、国際テロに関する情報も受け付けています。

国際テロ通報電話 ☎090-1044-5924

問 県警察本部サミット警備対策室 (☎027-243-0110)

残雪期の至仏山登山道の閉鎖

尾瀬国立公園内の至仏山登山道は、登山者の危険防止と希少植物の保護のため、残雪期である以下の期間は閉鎖します。

日 5月7日(日)～6月30日(金)
※積雪の状況により変更になる場合があります

区間 山ノ鼻～至仏山頂～小至仏山～鳩待峠

※鳩待峠から笠ヶ岳に向かう道は、閉鎖区間を通るため通行できません
問 県庁自然環境課(☎027-226-2881)、尾瀬保護財団(☎027-220-4431)



至仏山

新・群馬県総合計画の漫画を制作しました!

2年12月に策定した新・群馬県総合計画(ビジョン)で描く2040年に目指す姿「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」の実現に向け、ビジョンに触れるきっかけとなる漫画「ジョシュ・オーウエンの取材ノート」を制作しました。新・群馬県総合計画ポータルサイトに掲載していますので、ぜひご覧ください。

問 県庁戦略企画課(☎027-226-2405)



自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が、就職に必要な教育訓練講座を受講し、修了した場合に給付金を支給しています。

対 次の全てに該当する人
・母子家庭の母または父子家庭の父(配偶者がなく、20歳未満の子を扶養している)
・児童扶養手当受給者または受給者と同等の所得水準にある
・過去に支給を受けていない

支給額 教育訓練施設に支払った入学金および受講料の6割(上限20万円)
※専門実践教育訓練給付の対象となる講座受講者の上限は、修学年数に応じて年20万円ずつ増額
※1万2千円以下の場合是不支給。

ハローワークで支給される教育訓練給付金の受給資格者は、その支給額との差額を支給

対象講座 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定講座、特定一般教育訓練給付金または専門実践教育訓練給付金の対象となる講座のうち、専門資格の取得を目指すものなど

他 申請には事前相談が必要です。支給要件など、詳しくはお問い合わせください

問
・市に住んでいる人…住所地の市役所担当課
・町村に住んでいる人…県保健福祉事務所

農地の貸し借りをお手伝いします

農地を貸したい人、借りたい人を募集し、仲介します。気軽に相談して

ください。

他 募集区域など詳しくは、県農業公社のホームページをご覧ください

相談方法 直または☎
相談先・問 県庁農業構造政策課(☎027-226-3022)、県農業公社(☎027-251-1220)



「ボラスルン」でボランティアをしてみませんか?

ボランティアをしたい人と募集したい団体をつなぐボランティアマッチングサイト「ボラスルン」を開設しました。無料の会員登録のみで利用できますので、この機会にボランティアを始めてみませんか。

他 詳しくはHPをご確認ください
問 県庁県民活動支援・広聴課(☎027-226-2291)



GunMaaS「GunMaaS」をご利用ください

鉄道・バス・タクシーなど、多様

最新情報はこちら



県ホームページ



県感染症情報
Twitter

新型コロナウイルス関連情報

新型コロナウイルス感染症の「感染症法」上の分類が5類に移行します

国の、5月8日(月)から新型コロナウイルス感染症を現在の2類相当から5類に移行するという方針を受け、県では、分類移行後の制度に早急に対応するために、日常生活の回復に向けた方針である「ポストコロナロードマップ」を作成しました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

5月8日から対応が変わります

	5/8	5類移行
医療提供体制	コロナ対応の医療機関で診療	全ての医療機関で診療
療養	宿泊療養の縮小・健康観察の継続	終了
警戒レベル 県民への要請	警戒レベルの判断および要請	廃止 (流行期には、対策を呼びかけ)

医療提供体制は5類移行後、全ての医療機関でコロナ患者を受け入れることとなります。

また健康観察や宿泊療養施設は**終了**します。一方、不安を抱える人や、後遺症で悩む人のために、患者からの相談を受け付ける**コールセンター**は、一定の期間継続します。

警戒レベルおよび要請については**廃止**します。しかし、インフルエンザと同様に、流行期には、感染予防対策を呼び掛けていきます。

5年度のワクチン接種は、高齢者(65歳以上)・基礎疾患のある人・医療従事者などは、春と秋の2回、その他の人は、秋に1回接種を実施する予定です。なお、4年秋から開始されたオミクロン株対応ワクチン接種(12歳以上)は、5月7日(日)で終了しますので、接種を希望する人は早めの接種をお願いします。

▶**県受診・相談コールセンター** ☎0570-082-820(24時間対応)

マスクの着用について

マスクの着用は屋内外問わず個人の判断となっています。本人の意思に反してマスクの着脱を強いられることがなく、個人の主体的な判断が尊重されるよう配慮をお願いします。

ただし、以下の場合には注意してください。

周囲の人に感染を広げないために

マスクを着用しましょう



医療機関を受診する際や
医療機関・高齢者施設などを訪問する時



通勤時など混雑した
電車・バスに乗車する時

自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



基礎疾患のある人



妊婦

重症化リスクの高い人が感染拡大時に混雑した場所に行く時

※店舗などで着用を求められた場合はご協力をお願いします

問 県庁感染症・がん疾病対策課 ☎027-226-3407